

# 育児・介護休業法が改正されています

『育児・介護休業法』が今年の4月より改正されています。詳しくは、商工会又は岩手労働局までお問い合わせ下さい。

## 育児・介護休業法改正のポイント

改正事項	改正前	17年4月1日から
育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者（有期契約労働者）は対象外	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる <u>一定の範囲</u> の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになりました。
育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、 <u>子が1歳6か月に達するまで</u> 育児休業ができます。
介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。 期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、 <u>常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます</u> 。 期間は <u>通算して(のべ)93日まで</u>
子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、 <u>1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できる</u> ようになりました。



育児・介護休業法の規定は、企業や事業所の規模を問わず適用されます。

育児・介護休業法の規定は、労働者の性別を問わず適用されます。

(男性労働者も、育児休業・介護休業がとれます！)

育児休業・介護休業は、業務の繁忙などを理由に拒むことはできません。

(以下の労働者に限り、労使協定の締結を条件に申出を拒むことができます)

- ・引き続き雇用された期間が1年に満たない者
- ・配偶者が常態として子を養育できる者(育児休業のみ。拒めるのは産後8週経過後です)

- ・申出日から1年(介護休業は93日)以内に雇用関係が終了することが明らかな者

- ・1週間の所定労働日数が2日以下の者



お問合せ先：岩手労働局雇用均等室

〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館

(TEL:019-604-3010 FAX:019-604-1535)